

一般社団法人日本エネルギー学会 会員規程

1973年4月12日改訂
1992年1月1日改訂
2008年1月24日改訂
2010年6月25日改訂
2010年10月28日改訂
2011年1月1日改訂
2012年9月25日改訂
2013年2月26日改訂
2018年7月1日改訂
2020年4月1日改訂
2021年1月27日改訂
2021年6月29日改訂

(総則)

第1条 本会の会員に関する規程については、定款の定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(会員の種別)

第2条 本規程における会員とは、定款の定めるところにより、正会員、維持会員、賛助会員及び名誉会員とする。

2. 正会員のうち学生であるものを学生会員、満65歳以上であるものをシニア会員とする。

(入会の申込)

第3条 本会の正会員、維持会員又は賛助会員になろうとするものは、定款第6条の定めるところにより、別途「会員の入会等届出要領」に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第4条 前条の入会申込書の記載事項について、会員の種別、住所、維持会員の等級、社名、代表者名など記載事項に変更を生じた場合は、定款第6条の定めるところにより、別途「会員の入会等届出要領」に定める変更届を遅滞なく本会に届けなければならない。

(会費)

第5条 正会員は、定款第7条の定めるところにより、会費として毎年以下に定める種別の年額を前納するものとする。なお、前納とは、当該会費が適用される年度の開始前までの納付をいう。

正会員	年額	A:8,400円	B:10,400円
(シニア会員)	年額	A:4,200円	B:5,200円
(学生会員)	年額	A:4,200円	B:設定無し

A:機関誌の配布は電子版のみ B:機関誌の配布は電子版及び冊子

2. 第5条1項の前納に対して、正会員の会費請求は、当該会費が適用される年度の前年10月に請求書を発行する。
3. 当該年度の会費を納入することで、当該年度における本規程第10条から第14条に規定される会員の権利を行使できるものとする。
4. 本会の主催する行事に関して、参加募集開始から行事開催までの間に年度をまたぐ場合は参加募集開始の年度を当該年度とする。
5. 第5条1項の前納に関して、会費を前納できない場合、その理由および納付予定日を学会事務局(会員担当)に当該年度の前年11月末日までに届け出るものとする。事務局にて理由の合理性および納付予定日を確認の上、事務局の指定する日まで会費納入を猶予し、その間本規程第10条から第14条に規定される会員の権利を認めるものとする。
6. (当該年度開始後の新規入会)
当該年度開始後、第3条に基づき本会に入会するものは、当該年度の会費を納入した日以降、本規程第10条から第14条に規定される会員の権利を行使できるものとする。
7. 維持会員および賛助会員は、定款第7条の定めるところにより、会費として毎年以下に定める種別の年額を納付するものとする。

維持会員	特級	年額	1,200,000円
	1級	年額	800,000円
	2級	年額	550,000円
	3級	年額	400,000円
	4級	年額	250,000円
	5級	年額	100,000円

賛助会員 年額 1口 20,000円(口数は制限しない)
ただし、書店は年額 1口 18,000円とする。

8. 名誉会員は、名誉会員・参与規程第5条に基づき、年会費を免除する。
9. 会費の変更は、定款第7条の定めるところにより、総会の承認を得なければならない。
10. 海外在住の会員については上記年額に送付に要する経費を加算するものとする。
11. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第6条 正会員がその年度の7月から12月の間に入会した場合は、希望により年額の半額とすることができる。

2. 新たに入会した維持会員及び賛助会員のその年度の会費は、入会の月に拘わらず年額全額とする。

第7条 定款第8条の規定に従い、会費を1年以上納入しないときは退会したものとみなすことがある。

(会費納入義務の免除)

第8条 本会に特別の功労があった正会員に対しては、理事会の議決を経て、会費納入の義務を免除することができる。

(退会)

第9条 正会員、維持会員又は賛助会員が本会を退会しようとするときは、定款第8条の定めるところにより、別途「会員の入会等届出要領」に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2. 退会にあたり、会費の未納がある場合はこれを完納しなければならない。

(権利)

第10条 正会員及び維持会員(維持会員にあつては会員代表者)は、定款の定めるところにより、理事および監事の選挙権および被選挙権を有する。

第11条 正会員及び維持会員(維持会員にあつては会員代表者)は、定款の定めるところにより、総会に議案を提出することができる。

第12条 正会員及び維持会員は、別に定められた「会誌刊行・投稿規程」に従って、報文その他を会誌に投稿することができる。

第13条 正会員及び維持会員は、本会の主催する研究発表会、講演会などに、研究を発表し、講演することができる。

2. 正会員及び維持会員は、当学会表彰に立候補することができる。

第14条 正会員は、本会の主催する講演会、研究発表会、討論会、講習会および見学会などの行事に会員価格で参加申し込みをすることができる。また本会の有する図書の間覧をすることができる。

2. 維持会員は、本会の主催する会費を要する講演会、研究発表会、討論会、講習会および見学会などについては、等級に応じた人員を正会員と同様に会員価格で出席させることができる。

維持会員	特級	6名以内
	1級	5名以内
	2級	4名以内
	3級	3名以内
	4級	2名以内
	5級	1名

3. 賛助会員は、会費を要する講習会と見学会などには、口数に拘わらず1名を正会員と同様に会員価格で出席させることができる。

4. 当該年度の会費未納者に対しては1～3項の会員価格の適用を認めない。

第15条 正会員は、「日本エネルギー学会機関誌えねるみくす」の電子版又は冊子の配布を受ける。

2. 維持会員には、等級に応じて、「日本エネルギー学会機関誌えねるみくす」の冊子を配布する。

維持会員	特級	7部
	1級	6部
	2級	5部
	3級	4部
	4級	3部
	5級	2部

3. 賛助会員は、口数に応じて「日本エネルギー学会機関誌えねるみくす」の冊子の配布を受ける。

4. 名誉会員は、「日本エネルギー学会機関誌えねるみくす」の冊子の配布を受ける。

(会員譲渡の禁止)

第16条 会員として有する権利を名義変更などにより第三者に譲渡することはできないものとする。

(機密保持)

第17条 会員は本会の活動に際して知り得た機密情報について、他人に開示し、漏らし、又は自己もしくは第三者の利益のために利用してはならない。退会した後も同様とする。

(届出手続)

第18条 会員の入会、変更及び退会の届出に関わる手続きについては別途「会員の入会等届出要領」に定める。

(雑則)

第19条 本規程の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附則

本規程に定める会費は、2020年度より適用するものとする。